○金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行規則

平成18年３月27日
規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年条例第６号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

（まちなか駐車場区域の指定の案の縦覧等）

第３条　市長は、まちなか駐車場区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該まちなか駐車場区域の指定の案を、公告の日から２週間公衆の縦覧に供するものとする。

２　前項の規定による公告があったときは、当該まちなか駐車場区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後１週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

３　前２項の規定は、まちなか駐車場区域の変更の案を作成した場合について準用する。

（まちなか駐車場設置基準の案の縦覧等）

第４条　市長は、まちなか駐車場設置基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該まちなか駐車場設置基準の案を、公告の日から２週間公衆の縦覧に供するものとする。

２　前項の規定による公告があったときは、当該まちなか駐車場設置基準に係るまちなか駐車場区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後１週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

３　前２項の規定は、まちなか駐車場設置基準の変更の案を作成した場合について準用する。

（まちなか駐車場区域内の行為に関する届出）

第５条　条例第９条第１項の規定による届出は、駐車場新設・変更届出書（別記様式）に、別表に掲げる図面を添付して行うものとする。

（既設の駐車場における届出を要する行為）

第６条　条例第９条第１項第２号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 駐車台数（増加する場合に限る。）

(2) 駐車場の種別

(3) 駐車場の用途

（審議会の会議等）

第７条　金沢市駐車場適正配置審議会（以下「審議会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第８条　条例第６章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

駐車場の種別	図面の種類	明示すべき事項
平面駐車場	位置図	付近100メートル以内の道路、目標となる物件その他当該駐車場の周辺の状況
	平面図	敷地の境界線、駐車施設の配置及び出入口の配置
立体駐車場	位置図	付近100メートル以内の道路、目標となる物件その他当該駐車場の周辺の状況
	配置図	敷地の境界線及び出入口の配置

	各階平面図	各階の駐車施設の配置
	着色した２面以上の立面図	各階の高さ、出入口の配置及び色彩

別記様式（第５条関係）

駐車場新設･変更届出書

年　　月　　日

（宛先）金沢市長

届出者　住所

氏名

担当部署連絡先

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出の種別</td><td colspan="4">□新設　　□変更</td></tr>
<tr><td>駐車場の場所　※</td><td colspan="4">金沢市　　番地</td></tr>
<tr><td>駐車場の名称　※</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">駐車場の面積</td><td colspan="2">駐車場の延べ床面積</td><td colspan="2">約　　㎡</td></tr>
<tr><td></td><td>うち、駐車ますの総面積</td><td colspan="2">約　　㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場の敷地面積</td><td colspan="2">約　　㎡</td></tr>
<tr><td>敷地の所有関係</td><td colspan="4">□自己所有　　□借地</td></tr>
<tr><td rowspan="8">駐車台数</td><td rowspan="3">階　数</td><td colspan="3">駐車場の用途</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般公共の用に供する部分</td><td>一般公共の用以外に供する部分</td></tr>
<tr><td>時間貸し部分</td><td>月極･専用部分</td><td>月極･専用部分</td></tr>
<tr><td>平面自走部分</td><td>－</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>地上立体自走部分</td><td>階</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>地下立体自走部分</td><td>階</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>地上立体機械部分</td><td>階</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>地下立体機械部分</td><td>階</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr>
<tr><td>工事着手予定</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>供用開始予定</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

1　法人にあっては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。

2　該当する□の中にレ印を付けてください。

3　建物内の駐車場については、駐車場の敷地面積の欄の記入は不要です。

4　駐車台数の欄は、駐車場の構造及び駐車場内における自動車の走行方式ごとに、それぞれ該当する部分の欄に記入してください。

5　変更の届出の場合は、※の欄以外の欄は、変更があった事項のみ記入して

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行規則

別記様式（第５条関係）